

公 告

島根県公営企業会計システム開発及び運用保守業務において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

令和6年9月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県公営企業会計システム開発及び運用保守業務

(2) 仕様

「島根県公営企業会計システム開発及び運用保守業務提案競技要求仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 開発業務

契約の日から令和8年3月31日まで

イ 運用保守業務

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 提案価格の上限

133,271千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加できる者は、次に掲げるすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (8) 国、都道府県又は本県と同程度規模の市町村において、公営企業会計システムの開発業務を過去に受注した実績を有する者であること。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技実施要領等の配布

ア 配布する資料

- (7) 提案競技実施要領
- (4) 仕様書（別添資料含む。）
- (7) 本提案競技に係る様式

(エ) 契約書（案）

イ 配布期間

令和6年9月20日（金）から同年10月4日（金）まで

ウ 配布場所

島根県企業局ホームページ（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_kigyoo/）

エ 配布手続

守秘義務の遵守に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出した者に対し、アに掲げる資料を電子メールにより交付する。

なお、誓約書の様式は、島根県企業局ホームページ（ウに同じ。）からダウンロードすること。

(2) 提案競技説明会

ア 日時

令和6年10月2日（水）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市内中原町52 島根県職員会館1階 特別教養室

ウ 参加申込方法

電子メールによる。電子メールは、標題を「島根県公営企業会計システム提案競技説明会参加申込（事業者名）」とし、本文に事業者名、参加人数、担当者氏名、連絡先電話番号及びメールアドレスを記載した上で、令和6年9月27日（金）正午までに申し込むこと。

エ 申込先

島根県企業局総務課経理係

電子メール soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

4 提案競技に係る質問書

(1) 質問は、期限までに質問書により提出すること。

なお、質問は、ファックス又は電子メールにより受け付ける。送信後に必ず到着確認の電話をすること。

(2) 送付先

ファックス 0852-22-5679

電子メール soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

(3) 提出期限は、令和6年10月7日（月）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和6年10月15日（火）までに提案競技実施要領受領者全員に対し、ファックス又は電子メールにより通知する。

5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部

エ 財務諸表（決算報告書） 1部

オ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部

カ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部

キ 担当者届 1部

ク 受注実績届 1部（契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。）

(2) 提出書類の形式

3の(1)で配布する様式による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和6年10月11日（金）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

11に同じ。

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し郵送で通知することとし、令和6年10月17日（木）までに発送する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書等提出書 1部

イ 提案書 16部

ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和6年10月29日（火）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

(3) 提出先

11に同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県公営企業会計システム開発及び運用保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格確認審査において参加資格があると認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を明らかに満たさない提案については失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーションを実施して提案内容を把握し、審査する。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の必須要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象

とする。

イ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

(4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

郵送で通知することとし、令和6年11月上旬頃までに発送する。

(5) 第2次審査の実施

令和6年11月下旬を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技実施要領に定める。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、契約予定者と随意契約を行う。なお、契約予定者が契約を辞退した場合などは審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から契約仕様書による見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県企業局財務規定（昭和40年4月1日島根県公営企業管理規程第2号）第90条により準用する島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とす

す

る。

11 提案競技に関する問い合わせ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町8番地 島根県企業局総務課経理係

電話 0852-22-5674

ファックス 0852-22-5679

電子メール soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

- (1) Nature of services to be required : Development and Operational Maintenance of the Shimane Prefecture Public Enterprise Accounting System, 1 set
- (2) Deadline for Submission of Proposals : 29 October 2024 (Tuesday) by 5 pm
- (3) Contact and Submission Address : Accounting Section, General Affairs Division, Bureau of Public Enterprise, Shimane Prefectural Office, 8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5674